

瀬戸内高速道路 利用協同組合

MONTHLY SETOUCHI

9月14日～23日は
休日割引が
適用されません

2024年9月19日発行

車載器の再セットアップが必要な場合

- ETC 車載器の取り付けられた車両のナンバープレートが変更になった場合
- ETC 車載器を他の車両に付け替えた場合等 セットアップされている情報に変更が生じた場合
- ETC 車載器の取り付けられた車両をけん引できる構造に変更した場合

OTW通信（大口・多頻度割引通信）令和6年8月

日頃より ETC コーポレートカードをご利用いただきありがとうございます。

ETC コーポレートカードをご利用には、ETC 車載器のセットアップが必要です。今回の OTW 通信では、車載器のセットアップについてご案内いたします。

車両と ETC 車載器の情報は常に一致しなければなりません



正しくセットアップをしていない場合

- 欄外バーが開かない可能性があります
- 正しい通行料金が請求されない場合があります
- 各種 ETC 割引が適用されない場合があります
- ETC 利用照会サービスなど、一部の ETC サービスをご利用いただけません

こんな時は再セットアップ

① ETC 車載器の取り付けられた車両のナンバープレート（自動車登録番号及び車両番号）が変更になった場合

- 希望ナンバー制を利用してナンバーを変更された場合
- ETC 車載器の付いた中古車の購入又は譲渡を受けた場合
- 車両の用途変更等によりナンバーが変更になった場合
- 引越し等により登録変更をされた場合

② ETC 車載器を他の車両に付け替えた場合等 セットアップされている情報に変更が生じた場合

- 車両を買い換えられる際に、旧車両に設置されていた ETC 車載器を取り外し、新しい車両に取り付けられた場合
- この他にもセットアップ情報に変更が生じた場合



③ ETC 車載器の取り付けられた車両をけん引できる構造に変更した場合

- ETC 車載器を取り付けられた車両にけん引装置を設置された場合再セットアップを行わずにけん引した場合には、欄外バーが開きませんのでご注意ください。
- ※けん引車の車軸数以上の車両で登録する車軸数制限が JCS 未満の場合は、通行料金をお支払いいただく料金所では ETC 車載器通行ができません。一般車線または現在車線を通りし一旦停車して係員に ETC コーポレートカードを手渡ししてご確認ください。

ETC コーポレートカードをお申込みの際は、セットアップ状況をご確認ください。よろしくお願いたします。

発行元：九州支社 大口・多頻度窓口

NEXCO西日本 鹿野SA 8/30-11/29

大型車限定で前方から詰めて駐車し、指定時間 5:00/5:30/6:00 に前の車両から順番に出発する駐車マスが試行運用中となっております。

阪神高速道路株式会社 ETC 専用運用料金所

阪神高速道路では、2024年9月3日より10か所の料金所の ETC 専用運用が開始されております

【料金所名】からと西 中之島
からと東 中之島西
岸和田北（北行） 南港南
岸和田北（南行） 布施畑西
湾岸舞洲 布施畑東

労基情報 ~全国労働衛生週間について~

繰り返し道路法(車両制限令)の是正指導内容の公表について

NEXCO より令和6年9月4日、WEBにて令和6年8月30日時点の「繰り返し道路法(車両制限令)に違反した者に対する是正指導内容の公表」がありました。最高限度を超える車両は、特殊車両通行許可制度に基づく申請を行い、道路管理者から特殊車両通行許可証の交付を受けるか、特殊車両通行確認制度に基づく車両の登録を行い、国土交通大臣(指定登録確認機関)から特殊車両の通行に関する回答書の交付を受けた上で、これらの許可証又は回答書を車両に備え付けることで通行することができます。今一度ご確認をお願いいたします。

組合員調査票について ご回答ありがとうございました

組合員調査票のご回答ありがとうございました。

ご回答いただいた内容は、当組合にて厳重に管理し、所管行政庁及び西日本高速道路株式会社等への報告のみに利用させていただきます。

未提出の組合員様におかれましては、早急にご回答下さいますよう、お願い申し上げます。調査項目に変更がない場合も、ご返信をお願いします。

変更がある場合、調査項目によって、「届出事項の変更届」・「登記簿謄本(写)」が必要な場合がございますので、あわせて FAX をお願いいたします。ご多用のところお手数おかけいたしますが、ご回答下さいますようお願い致します。

【雑感】令和6年度からシルバーウィーク(9月の3連休等)についても休日割引適用除外となっております。交通混雑期等の交通分散の観点ですが、来年以降も引き続き検討するとの事です。

厚生労働省は、10月1日(火)から10月7日(月)まで、令和6年度「全国労働衛生週間」を実施します。

全国労働衛生週間は、労働者の健康管理や職場環境の改善など、労働衛生に関する国民の意識を高めるとともに、職場での自主的な活動を促して労働者の健康を確保することなどを目的に、昭和25年から毎年実施しています。

75回目を迎える今年のスローガンは、「**推してます みんな笑顔の健康職場**」です。

今年度のスローガンは、働く上で基本となる健康の確保を推進することによって、誰もが笑顔で快適に働くことのできるような、愛される職場づくりを目指していくことを表しています。

事業場の皆様におかれましては、全国労働衛生週間を活用し、ワークライフバランスの推進、メンタルヘルス対策、高齢労働者に対する健康づくり、転倒・腰痛災害の予防対策の推進、化学物質による健康障害防止対策などの取組をお願いします。

厚生労働省 HP
(令和6年度
「全国労働衛生週間」を
10月に実施)はこちら



お問い合わせは倉敷労働基準監督署
TEL:086-422-8177 まで

